



平成 29 年 2 月 27 日

各 位

上場会社名 興 研 株 式 会 社  
 代表者 代表取締役社長 村川 勉  
 (コード番号 7 9 6 3 JASDAQ)  
 問合せ先責任者 管理本部 総務部長 遠藤 康之  
 (TEL 03-5276-1911)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 2 月 27 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 3 月 28 日開催予定の当社第 54 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨及び業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 33 条(取締役の責任免除)の新設及び現行定款第 43 条(社外監査役の責任免除)の規定を変更するものであります。なお、定款第 33 条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) 上記条文の新設に伴い、必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款          | 変 更 案  |
|------------------|--|
| (新 設)            | <p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第33条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く。)との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| 第33条～第42条 (条文省略) | 第34条～第43条 (現行どおり)  |

| 現 行 定 款   | 変 更 案  |
|---|--|
| <p>(<u>社外監査役の責任免除</u>)<br/> <u>第43条</u> (新 設)</p> <p>当社は<u>社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第44条～第51条</u> (条文省略)</p> | <p>(<u>監査役の責任免除</u>)<br/> <u>第44条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p> <p><u>第45条～第52条</u> (現行どおり)</p> |

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成29年3月28日

定款変更の効力発生日 平成29年3月28日

以 上